

○静岡大学静岡共同利用機器センター運営委員会規則

(令和4年11月16日規則第18号)

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡大学静岡共同利用機器センター規則第5条第2項の規定に基づき、静岡大学静岡共同利用機器センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、静岡大学静岡共同利用機器センター（以下「センター」という。）に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する事項
- (2) センター職員の人事に関する事項
- (3) センターの業務計画及び利用計画に関する事項
- (4) センターの安全管理に関する事項
- (5) センターの予算及び決算に関する事項
- (6) その他センターに関する必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターを主担当又は副担当とする教員（センターを主担当又は副担当とする教授、准教授、講師及び助教をいう。）
- (4) 教育学部、理学部、農学部、グローバル共創科学部、創造科学技術大学院及びグリーン科学技術研究所から選出された教員 各1人
- (5) 技術部次長
- (6) その他運営委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第6号の委員の任期は、センター長が定める。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 運営委員会の事務は、学術情報部研究協力課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。